

# 香川県報



号外10

平成 17 年

3月29日(火曜日)

## 香川県規則第五十四号

香川県知事 真 鍋 武 紀

児童福祉法施行細則及び香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則（児童福祉法施行細則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行細則（平成二年香川県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第八号様式の三」を「第八号様式の四」に、「第八号様式の四」を「第八号様式の五」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の二中「第八号様式の二」を「第八号様式の三」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（小児慢性特定疾患医療の給付の申請）

第六条の二 法第二十一条の九の二の規定による医療の給付を受けようとするときは、当該医療の給付を受けようとする児童（政令第二十三条の二に規定する者を含む。以下「児童等」という。）の親権を行う者又は未成年後見人が、小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書（第八号様式の二）に知事が当該医療の給付を行うことを委託した医療機関の医師が作成した小児慢性特定疾患医療意見書を添えて知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る児童等の居住地を所管する保健所長を経由しなければならない。

第八条第一項中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の八第二号」に改める。

第八条の二中「の認定」を「の里親認定」に改め、同条に次の一項を加える。

2 里親省令第六条第二項（里親省令第十五条、第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の職業指導里親認定の申請は、職業指導里親認定申請書（第十二号様式の二）によりしなければならない。

第八条の三中「第八条第五号」を「第八条第一項第五号及び第二項第六号」に改める。第八条の七中「第十一条第三号」を「第十一条第一項第三号及び第二項第二号」に改める。

第十九条第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八号様式の四中「第六号の三圖表」を「第六号の四圖表」に改め、同様式を第八号

## 規則

### 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

●児童福祉法施行細則及び香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則 一

●香川県立病院財務規則の一部を改正する規則（子育て支援課、障害福祉課） 一〇

●香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則（土木監理課） 一四

●香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課） 二二

●香川県会計規則の一部を改正する規則（会計課） 三二

## 告示

●平成三年香川県告示第三十八号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部改正（子育て支援課、障害福祉課） 三四

●香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款（土木監理課） 三六

●平成十一年香川県告示第二百六十三号（香川県屋外広告物条例の規定による禁止区域の指定）の一部改正（都市計画課） 三九

●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正（会計課） 三七

●香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱（会計課） 三七

### 規則

児童福祉法施行細則及び香川県子ども女性相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

様式の五とする。

第八号様式の三中「第6条の3~~様式~~」を「第6条の4~~様式~~」に改め、同様式を第八号様式の四とする。

第八号様式の二中「第6条の2~~様式~~」を「第6条の3~~様式~~」に改め、同様式を第八号様式の三とし、第八号様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式の2 (第6条の2関係)

小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書 (新規・継続)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号 ( )  
受診者との続柄

次のとおり小児慢性特定疾患医療受診券の交付を申請します。

受 診 者	ふりがな			性 別	男 ・ 女
	氏 名			生年月日	年 月 日生( 歳)
	住 所			電話番号	( )
加入医療 保 険	被保険者氏名			受診者との続柄	
	保 険 種 別	政・組・船・共・国		被保険者証の記号 及び番号	
	被保険者証 発行機関	名 称			
		所在地			
生 計 中 心 者	氏 名			受診者との続柄	
	住 所				
	今回申請する受診者以外に既に同一生 計内で受診券の交付を受けている者		有 (氏名 ) 無		
疾 患 名				受給者番号 (継続のみ記入)	
医 療 機 関	名 称				
	所 在 地				
* 受付保健所名 及び受付年月日				* 保健所長 の意見	
				* 備 考	
* 治療研究期間					
* 治療研究決定番号					* 決定年月日

(注)

- \*印の欄は、記入しないこと。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

職業指導里親認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

次のとおり職業指導里親の認定を受けたいので申請します。

里親の種類	養育里親 ・ 親族里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親		
里親の登録番号			
職業指導の内容			
職場の環境			
* 受付年月日	年 月 日	* 受付番号	

(注)

- 1 「里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「里親の登録番号」の欄は、既に養育里親名簿等に登録されている場合のみ記入すること。
- 3 \*印の欄は、記入しないこと。

第十二号様式の次に次の一様式を加える。

第13号様式（第8条の3関係）

## 里親認定取消申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

次のとおり里親の認定の取消しを申請します。

里 親 の 種 類	養育里親 ・ 親族里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親		
	職業指導里親	養育里親 ・ 親族里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親	
里 父	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
里 母	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
里親の認定を受けた日	年 月 日		
里親の認定の取消しを申請する理由			
* 受 付 年 月 日	年 月 日	* 受付番号	

(注)

- 1 「里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 \*印の欄は、記入しないこと。

第十三号様式から第十四号様式の四までを次のように改める。

里親登録（登録更新）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏名（里父）  
氏名（里母）

次のとおり里親の登録（登録の更新）を受けたいので申請します。

里 親 の 種 類	養育里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親		
職業指導里親	養育里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親		
里 父	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
里 母	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
里親の認定を受けた日	年 月 日		
* 受 付 年 月 日	年 月 日	* 受 付 番 号	

(注)

- 1 「里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 \*印の欄は、記入しないこと。



里親登録取消申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

次のとおり里親の登録の取消しを申請します。

里 親 の 種 類	養育里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親		
職業指導里親	養育里親 ・ 短期里親 ・ 専門里親		
里 父	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
里 母	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
里親の認定を受けた日	年 月 日		
里親の登録の取消しを申請する理由			
* 受 付 年 月 日	年 月 日	* 受付番号	

(注)

- 1 「里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 \*印の欄は、記入しないこと。

第14号様式の4 (第8条の9関係)

里親届出書

年 月 日

香川県 センター所長 殿

届出者 住 所  
氏 名

次の事由が生じたので届け出ます。

里親の種類		養育里親・親族里親・短期里親・専門里親		
職業指導里親		養育里親・親族里親・短期里親・専門里親		
里親の氏名	父	認定年月日	年 月 日	
	母			
委託された 児童の氏名		受託年月日	年 月 日	
届出の 事由				

(注) 「里親の種類」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)  
第二条 香川県子ども女性相談センター規則(平成十二年香川県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十五条の二」を「第十二条第二項及び第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(児童福祉法施行細則第八条の二、第八条の三及び第八条の七の改正規定、第十二号様式の次に一様式を加える改正規定並びに第十三号様式から第十四号様式の四までの改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十五号

香川県立病院財務規則の一部を改正する規則

香川県立病院財務規則(昭和三十九年香川県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「は、次に掲げるものを除き」を「(次に掲げるものを除く。)」並びに香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)別表二の七の項第十九号から第二十五号までに掲げる事項は」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。

十三 香川県出先機関事務決裁規則別表二の七の項第十九号から第二十五号までに掲げる事項

第三条の二第二項中「、各県立病院」の下に「(津田病院を除く。以下この項、次条第二項、第十四条第一項及び第三十六条において同じ。)」を、「業務課長を」の下に「、津田病院の企業出納員にあつては津田病院の事務局次長を」を加える。

第三条の三第一項中「県立病院課」の下に「、津田病院」を加える。

第十三条の三第一項中「当該納期限後二十日以内に」を「知事又は病院の長が別に定める期間内に知事又は病院の長が別に定める」に改め、「(第二十一号様式の二)」を削る。

第十四条第一項中「庶務課長である企業出納員」の下に「並びに津田病院」を加える。  
第三十六条中「業務課長である企業出納員」の下に「並びに津田病院」を加える。  
第五号様式から第五号様式の二(その二)までを次のように改める。

第5号様式 (第7条関係)

総勘定元帳 年分

款： 項： 目： 節：

月日	摘要	相手方科目	借方	貸方	残高	課税区分	消費税及び地方消費税額

第5号様式の2 (その1) (第7条関係)

予算差引簿 (収入) 年分

款： 項： 目： 節：

月日	取引先	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	収入日	摘要

第5号様式の2（その2）（第7条関係）

予算差引簿（支出） 年分

款： 項： 目： 節：

月日	取引先	予算額	支出負担 行為額	支出済額	残額	支払日	摘要

第九号様式（その二）から第九号様式（その二）（裏）までを削り、第八号様式の次に次の一様式を加える。

（号外一〇）

第9号様式 (第7条関係)

未 収 金 整 理 簿

款：                    項：                    目：

調 定 年月日	調定 番号	取 引 先	未 収 金 額	収入年月日	収 入 額	残 高	摘 要

第10号様式 (第7条関係)

未 払 金 整 理 簿    年 分

款：                    項：                    目：

月 日	取 引 先	摘 要	借 方	貸 方	未 払 額

第十号様式を次のように改める。

第二十一号様式之二を次のように改める。

第21号様式之2 第1条

第二十三号様式之二備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、文字総数に達しない場合に記載すること。

第三十号様式の三備考を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十六号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和三十九年香川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「入札の執行の日前四十日までに」を削る。

第十条第二項中「指名競争入札執行通知書（第二号様式）により」を削る。

第十五条第一項中「うえ」を「上、」に改め、「の各号」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 契約担当者は、電子情報処理組織（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指

定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

第三十一条中「契約担当者は、」を「知事（香川県会計規則第三条の規定により契約を締結する権限の委任を受けた者を含む。次条及び第三十二条の二において同じ。）は、工

事に係る」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第三十二条の見出し中「検査」を「及び検査」に改め、同条第一項中「監督又は検査を行なう」を「監督を行う」に、「又は検査を行なわせる」を「を行わせる」に改め、

同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、県の職員によつて検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、県の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。

第三十二条の二中「契約担当者から検査」を「知事から検査」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第21号様式 第1条

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の一部改正）  
2 特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則（平成十七年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「入札の執行の日前十五日まで」を「次に掲げる事項を公告するものとする」に、「と」、「公告するものとする」とあるのは「」を「次に掲げる事項を」に改める。

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十七号

香川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

香川県屋外広告物条例施行規則（昭和四十年香川県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条第一項中「第五条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第五条第一項第六号」を「第七条第一

項第六号」に改め、同条第三項中「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第七号中「美観風致」を「良好な景観又は風致」に改め、同条第四項中「第五条第三項」を「

第七条第三項」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項又は第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 条例第七条第三項第二号の規則で定めるものは、公益的施設、商業施設その他の施設の案内誘導を目的とする広告物又はこれを掲出する物件であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 案内誘導の対象となる公益的施設、商業施設その他の施設（以下「対象施設」という。）に近隣する場所に表示し、又は設置されるものであること。

二 その表示又は設置が対象施設の利用者の利便の増進を図るものであることが明らかなるものであること。

三 対象施設の立地条件及びその周辺の状況からその表示又は設置が特にやむを得ないものであると認められるものであること。

第三条第一項中「第四条の許可」を「第六条の許可」に改め、同項第二号イ中「条例第四条の区間を定めて知事の指定する道路及び鉄道（以下「指定区間」という。）並びに指定区間のうち知事が市街地として別に定める区間（以下「市街地区間」という。）から展望することができる地域において設置する広告物又は広告物を掲出する物件の位置及び規模は、次のとおりであること。」を削り、同号イ(1)中表以外の部分を次のように改める。

(1) 市街地区間（知事が条例第六条第一号の規定により指定する区間（以下「指定区間」という。）のうちに、その区間の市街地形成の状況等を勘案して必要があるとき、併せて指定する区間をいう。以下同じ。）以外の指定区間及び市街地区域（知事が条例第六条第二号の規定により指定する地域（以下「指定地域」という。）のうちに、その地域の市街地形成の状況等を勘案して必要があるとき、併せて指定する区域をいう。以下同じ。）以外の指定地域に於いて表示し、又は設置するものの位置及び規模は、次の表のとおりであること。

第三条第一項第二号イ(2)中表以外の部分を次のように改める。

(2) 市街地区間及び市街地区域において表示し、又は設置するものの位置及び規模は、次の表のとおりであること。

第三条第一項第二号ロ中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同号ロ(2)中「はり札」を「はり札等」に改め、同号ハから同号ホまでの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同号ヘを削り、同号トを同号ヘとし、同号チを削り、同号リ

(3)中「はり札」を「はり札等」に改め、同号リを同号トとし、同号ヌ中「はり札」を「はり札等」に改め、同号ヌを同号チとし、同号チの次に次のように加える。

り 広告旗

(1) 広告表示面積が六平方メートル以下であること。

(2) 表示の期間が六十日以内であること。

又 立看板等

(1) 広告表示面積が二平方メートル以下、脚部の高さが〇・五メートル以下であること。

(2) 表示の期間が六十日以内であること。

第三条第一項第三号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項中「次に掲げる野立広告で」を「条例第七条第三項各号のいずれかに該当する野立広告であつて」に改め、同項各号を削る。

第三条第三項中「第四条」を「第六条」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項又は第十二条第一項」に改める。

第四条の見出し中「改造」を「変更等」に改め、同条中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「改造」を「変更又は改造」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、形状又は色彩その他の意匠、大きさ等を変えない修繕、塗り替え等を行うこと。

第五条を削る。

第六条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第一号中「第四条又は第五条第三項」を「第六条又は第七条第三項」に改め、同項第二号中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「屋外広告物改造許可申請書（第二号様式）」を「屋外広告物変更等許可申請書（第三号様式）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第十一条第一項の申請 屋外広告物許可更新申請書（第二号様式）  
第六条第二項各号を次のように改める。

一 条例第十七条の規定による届出 屋外広告物許可表示者変更届出書（第四号様式）

二 条例第十八条第二項の規定による届出 屋外広告物管理者設置届出書（第五号様式）

三 条例第十八条第三項の規定による届出 屋外広告物管理者変更届出書（第五号様式）

四 条例第十九条第二項の規定による届出 屋外広告物除却(滅失)届出書(第六号様式)

第六条第三項第一号中「第十七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第四号様式の二」を「第七号様式」に改め、同項第二号中「第十七条第二項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に、「第四号様式の三」を「第八号様式」に改め、同項第三号中「第十七条第二項第二号」を「第二十六条第二項第二号」に、「第四号様式の三」を「第八号様式」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(更新の許可の申請期限)

第六条 前条第一項第二号の屋外広告物許可更新申請書の提出は、現に受けている条例第六条又は第七条第三項の許可の有効期間の満了の日の十日前までに行わなければならない。

第八条を削る。

第七条第一項を次のように改める。

所長は、条例第六条、第七条第三項、第十一条第一項及び第十二条第一項の許可をしたときは、許可証及び条例第十六条に規定する許可証票(第九号様式)を交付するものとする。ただし、当該許可の対象が広告物であつて、その種別がはり紙又ははり札である場合は、許可証票の交付に代え、条例第十六条ただし書に規定する許可証印(第十号様式)を当該広告物に押印するものとする。

第七条第二項中「第十七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第六号様式の二」を「第十一号様式」に改め、同条第三項中「第十七条第一号」を「第二十六条第一項第一号」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(広告物管理者の設置届の省略)

第七条 第五条第二項第二号の屋外広告物管理者設置届出書の提出は、同条第一項第一号の屋外広告物許可申請書の提出時において広告物管理者として予定した者が、その届出の対象となる広告物管理者であるときは、これを省略することができる。

第九条を次のように改める。

(許可証票のはり付け)

第九条 条例第十六条の規定による許可証票のはり付けは、その対象の広告物又は掲出物件の一部分であつて、当該許可証票を容易に確認できる位置にしておかなければならな

い。

第十四条第一項中「第十九条第一項第三号」を「第二十八条第一項第三号」に、「第十一号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第三号」を「第二十八条第一項第三号」に、「第十二号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(立入検査等をする職員の証明書)

第十八条 条例第三十四条第二項の規定による立入検査又は質問をする職員の身分を示す証明書は、第十九号様式による。

第十三条中「第十号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第二項第四号中「その」を「、その」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条中「第八号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十条の見出し中「公告」を「公示」に改め、同条中「第十八条」を「第二十七条」に、「公告」を「公示」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の次に次の三条を加える。

(保管した広告物又は掲出物件に係る公示の方法、場所等)  
第十条 条例第二十四条第二項第一号の規定による掲示は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管を始めた後、遅滞なく、保管広告物等公示書(第十二号様式)により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項第一号に規定する掲示の期間は、掲示を始めた日の翌日から起算するものとする。

3 条例第二十四条第二項第一号の規則で定める場所は、法第八条第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件が表示又は設置されていた場所を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所(以下「管轄事務所」という。)の掲示場とする。

4 第一項の保管広告物等公示書は、その掲示の期間の満了の日の翌日から起算して一年間、管轄事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の方法)

第十一条 条例第二十五条第二項の規則で定める方法は、一般競争入札若しくは指名競争

入札による契約又は随意契約によるものとする。

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第十二条 所長は、法第八条第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等（法第八条第二項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（第十三号様式）と引換えに返還するものとする。

第一号様式を次のように改める。

（表面）

香 川 県 証 紙 欄  
（消印してはならない。）

屋外広告物許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号（ ） -

香川県屋外広告物条例 第6条 第7条第3項 の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

広 告 物 の 種 類		数 量		個 (枚)	
表 示 内 容					
表 示 又 は 設 置 の 場 所		市 郡 町 番 地			
地 域 区 分	<input type="checkbox"/> 禁止区域	名 称			
	<input type="checkbox"/> 許可地域	指定区間又は指定地域	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 鉄道	<input type="checkbox"/> 市街地区間 <input type="checkbox"/> 市街地区間以外の指定区間	<input type="checkbox"/> 市街地区域 <input type="checkbox"/> 市街地区域以外の指定地域
		指定路線の名称			
	野立広告の場合	後退距離制限	有 ・ 無	路肩からの距離	m
高 さ	<input type="checkbox"/> 地上から上端まで	m	<input type="checkbox"/> 地上から下端まで	m	
	<input type="checkbox"/> 路面から上端まで	m	<input type="checkbox"/> 路面から下端まで	m	
表 示 面 積	一 面	m <sup>2</sup>	縦 m×横 m	m×	面 (枚)
	合 計	m <sup>2</sup>			
許可を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	完了予定年月日	年 月 日	
そ の 他		裏面のとおり			
※ 許 可 通 知 欄	上記の申請は、次のとおり許可します。				
	所長				
	許 可 番 号	第 号			
	許 可 年 月 日	年 月 日			
	許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
許 可 の 条 件					

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。  
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。  
 3 ※印の欄は、記入しないでください。  
 4 壁面広告、はり紙又ははり札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

予 定 す る 広 告 物 管 理 者	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	電 話 番 号					
工 事 施 工 者	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	電 話 番 号					
	屋外広告業届出済証の年月日及び届出番号	年	月	日	第	号
道 路 法、建 築 基 準 法 そ の 他 の 法 令 の 規 定 に よ る 許 可、 届 出 等	法 令 名 及 び 根 拠 条 項	許 可、届 出 等 の 年 月 日 及 び 番 号				
		年	月	日	第	号
		年	月	日	第	号
		年	月	日	第	号
照 明 装 置	有 ・ 無					
	種 類		点 減 の 有 無	有 ・ 無		
参 考 事 項						
添 付 書 類	1 形状、寸法、材料、構造等に関する仕様書及び図面 2 建築物、工作物等との位置関係を明らかにした図面 3 表示し又は設置する場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係を明らかにした図面 4 表示し又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、承諾書又は使用許可書の写し 5 その他知事が必要と認める書類					

第十二号様式中「第1条圖表」を「第17条圖表」に、「第19条第1項第3号」を「第28条第1項第3号」に改め、同様式を第十八号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第19号様式 (第18条関係)

(表面)

←----- 8.5センチメートル ----->

第 号

身 分 証 明 書

所属名  
職 名  
氏 名  
生年月日            年   月   日

上記の者は、香川県屋外広告物条例第34条第1項の職員であることを証明する。

年   月   日

香川県知事            印

↑----- 5.5センチメートル -----↓

(裏面)

香川県屋外広告物条例 (抜粋)

(報告、立入検査等)

第34条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地、建物等に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一号様式中「第14条関係」を「第17条関係」に、「第19条第1項第3号」を「第28条第1項第3号」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十号様式中「第13条関係」を「第16条関係」に、「第18条」を「第27条」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第九号様式中「第12条関係」を「第15条関係」に、「第12条第3項」を「第15条第3項」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第八号様式中「第11条関係」を「第14条関係」に、「第18条」を「第27条」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第七号様式を削る。

第六号様式の二中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第17条第1項」を「第26条第1項」に改め、同様式を第十一号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第12号様式 (第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

公示番号 第 号

保管広告物等公示書

屋外広告物法第8条第1項の規定により、広告物又は掲出物件を次のとおり保管したので、香川県屋外広告物条例第24条第2項の規定により公示します。

年 月 日

香川県 事務所長 印

1 名称又は種類及び数量

2 表示又は設置されていた場所

3 除却した日

年 月 日

4 保管を始めた日

年 月 日

5 保管をする者

6 保管の場所

7 返還に当たつての留意事項

- (1) この公示に係る広告物又は掲出物件は、 課において、その返還を受け付けています。
- (2) 返還に当たつては、住所及び氏名を証する書類 (自動車運転免許証、社員証等) の提示等により、その広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを確認し、受領書と引換えに返還します。
- (3) この公示に係る広告物又は掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又は保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、屋外広告物法第8条第3項の規定により売却し、又は同条第4項の規定により廃棄します。
- (4) この公示の日から起算して6月を経過しても、なおこの公示に係る広告物又は掲出物件を返還することができないときは、屋外広告物法第8条第7項の規定によりその所有権は香川県に帰属します。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">香川県 事務所長 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">返還を受けた者</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p style="margin: 0; text-align: right;">（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">次のとおり広告物又は掲出物件（を売却した代金）の返還を受けました。</p>		
返還を受けた年月日		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物 又は掲 出物件	公 示 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
（返還を受けた金額）		

第五号様式及び第六号様式を削る。

第四号様式の三中「第6条関係」を「第5条関係」に、「第17条第2項 第1号」を「第17条第2項 第2号」に改め、同様式を第八号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第一号 第2号

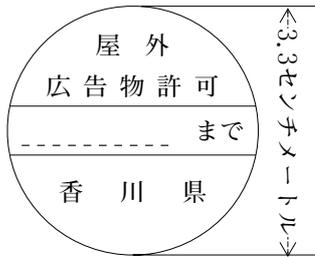
第9号様式（第8条関係）

許可証票

屋外広告物許可証		4センチメートル
許可番号	第 号	
許可期限	年 月 日	6センチメートル
香 川 県		

第10号様式（第8条関係）

許可証印



第四号様式の二中「第6条関係」を「第5条関係」に、「第17条第1項」を「第26条第1項」に改め、同様式を第七号様式とする。

第四号様式を削る。  
第三号様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、「第12条第2項 第16条第4項」を「第19条第2項」に改め、同様式を第六号様式とする。  
第二号様式を削り、第一号様式の次に次の四様式を加える。

（表面）

香 川 県 証 紙 欄  
（消印してはならない。）

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号（ ） ー

香川県屋外広告物条例 第6条 の許可の更新を受けたいので、同条例第11条第1項の規定  
第7条第3項

により、次のとおり申請します。

現に受けている許可事項	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号	
	広 告 物 の 種 類		数 量	個 (枚)	
	表 示 内 容				
	表 示 又 は 設 置 の 場 所	市 郡 町 番 地			
	証 明 装 置	有 ・ 無	種 類	点減の有無	有 ・ 無
	許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
	高 さ	<input type="checkbox"/> 地上から 上端まで	m	<input type="checkbox"/> 地上から 下端まで	m
		<input type="checkbox"/> 路面から 上端まで	m	<input type="checkbox"/> 路面から 下端まで	m
	表示面積	一 面	m <sup>2</sup>	縦 m×横 m×	面 (枚)
		合 計	m <sup>2</sup>		
許 可 を 受 け よ う と す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
そ の 他	裏面のとおりに記入してください				
※許可通知欄	上記の申請は、次のとおり許可します。				
	所長				
	許 可 番 号	第 号			
	許 可 年 月 日	年 月 日			
	許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
	許 可 の 条 件				

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。  
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。  
 3 ※印の欄は、記入しないでください。  
 4 壁面広告、はり紙又ははり札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

広告物管理者の状況	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話番号		
広告物等の現況点検結果	点検年月日	年 月 日	
	点検項目	異常の有無	改善の概要
	1 取付(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
	2 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
	3 ボルト、ビス等の緩み、さび等	有 ・ 無	
	4 広告表示面及び脚部の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
	5 広告表示面及び脚部の破損、故障又は老朽化	有 ・ 無	
6 照明装置の異常	有 ・ 無		
7 その他特に点検した箇所	有 ・ 無		
点検者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	電話番号		
道路法、建築基準法その他の法令の規定による許可、届出等	法令名及び根拠条項	許可、届出等の年月日及び番号	
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
参考事項			
添付書類	1 表示し又は設置する場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係を明らかにした図面 2 表示し又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、承諾書又は使用許可書の写し 3 その他知事が必要と認める書類		

注 異常の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。

（表面）

香 川 県 証 紙 欄  
（消印してはならない。）

屋外広告物変更等許可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号（ ） ー

香川県屋外広告物条例第12条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

現に受けている許可事項	許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	第 号	
	広 告 物 の 種 類		数 量	個（枚）	
	表 示 内 容				
	表示又は設置の場所	市 郡	町	番地	
	照 明 装 置	有 ・ 無	種 類	点滅の有無 有 ・ 無	
	許 可 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
	高 さ	<input type="checkbox"/> 地上から 上端まで	m	<input type="checkbox"/> 地上から 下端まで	m
		<input type="checkbox"/> 路面から 上端まで	m	<input type="checkbox"/> 路面から 下端まで	m
表示面積	一 面	m <sup>2</sup>	縦 m×横 m×	面（枚）	
	合 計	m <sup>2</sup>			
変更等の事項	変 更 又 は 改 造 前				
	変 更 又 は 改 造 後				
変 更 又 は 改 造 の 理 由					
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日		
そ の 他		裏面のとおりに記入してください。			
※許可通知欄	上記の申請は、次のとおり許可します。 <div style="text-align: right;">所長</div>				
	許 可 番 号	第 号			
	許 可 年 月 日	年 月 日			
	許 可 の 条 件				

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 壁面広告、はり紙又ははり札等の場合は、現に表示されている広告物の種類及び数量を裏面の参考事項の欄に記入してください。  
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

広告物管理者の状況	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話番号		
工事施工者	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	電話番号		
	屋外広告業届出済証の年月日及び届出番号	年 月 日	第 号
道路法、建築基準法その他の法令の規定による許可、届出等	法令名及び根拠条項	許可、届出等の年月日及び番号	
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
		年 月 日	第 号
参 考 事 項			
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更又は改造に係る形状、寸法、材料、構造等に関する仕様書及び図面</li> <li>2 建築物、工作物等との位置関係を明らかにした図面</li> <li>3 表示し又は設置する場所及び周囲の道路、鉄道等の位置関係を明らかにした図面</li> <li>4 表示し又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、承諾書又は使用許可書の写し</li> <li>5 その他知事が必要と認める書類</li> </ol>		

屋外広告物許可表示者変更届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者 住所  
氏名 ⑩  
（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号（ ） -

香川県屋外広告物条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可事項	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
	広告物の種類		数 量	個（枚）
	表示内容			
	表示又は設置の場所	市 郡	町	番地
変更事項	変 更 前	変 更 後		
	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	変更年月日	年 月 日		
	変更理由			

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

屋外広告物管理者設置 (変更) 届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者 住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

香川県屋外広告物条例第18条 第2項 第3項 の規定により、次のとおり届け出ます。

許可事項	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
	広告物の種類		数 量	個 (枚)
	表示内容			
	表示又は設置の場所	市 郡	町	番地
□設置届	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	電 話 番 号			
□変更届	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	変更後の管理者の電話番号			
	変 更 年 月 日	年 月 日		
	変 更 理 由			

- 注 1 不要の文字は、横線で消してください。  
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条及び第三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる香川県屋外広告物条例（昭和四十年香川県条例第十八号。以下「条例」という。）第六条、第七条第三項、第十一条第一項及び第十二条第一項の許可の申請について適用し、同日前にされたこれらの許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から十五日を経過するまでの間における条例第十一条第一項の許可の申請に係る改正後の第六条の規定の適用については、同条中「満了の日の十日前まで」とあるのは、「満了の日まで」とする。この場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされるときは、従前の許可は、その有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有するものとする。

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

4 香川県証紙条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第二十六条」を「第三十五条」に改める。

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十八号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十四条（随意契約ができる場合）」を「第百八十四条（随意契約ができる場合）」に改める。

約の連続の特例」

第三条第一項中「締結する権限」の下に「、債務負担行為に係る契約及び長期継続契約

を締結する権限」を加え、同条第二項中「除く。」の下に「、債務負担行為に係る契約及び長期継続契約を締結する権限」を加える。

第七十九条に次の一号を加える。

八 観光券取扱手数料 当該観光券による利用に係る収入金を加える。

2 契約担当者は、電子情報処理組織（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

第百八十四条中「の各号」を削り、第十二号を第十六号とし、第八号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の四号を加える。

八 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設又は同条第五項に規定する精神障害者福祉工場

ウ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設

エ 小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）

九 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第二項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

十 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者の

ない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに  
 係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。  
 十一 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者  
 が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。  
 第百八十四条の次に次の一条を加える。

(随意契約の特例)

第百八十四条の二 契約担当者は、前条第八号から第十一号までの規定により随意契約を  
 するときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- 一 定期的に発注が見込まれるものは、あらかじめその発注見通しを公表すること。
- 二 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の選定基準及び決定方法並び  
 に契約の申込み方法を公表すること。
- 三 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称及び契約の相手方とし  
 た理由を公表すること。

第百八十五条第一項中「前条第十一号」を「第百八十四条第十五号」に、「による場合」  
 を「をするとき」に改め、同条第二項中「前条第十二号」を「第百八十四条第十六号」に  
 「による場合」を「をするとき」に改める。

別表第一第一号の表43の項を次のように改める。  
 43 中讃土木事務所  
 別表第一第一号の表中44の項を削り、45の項を44の項とし、46の項を45の項とする。

別表第三審査課の出納員の項中

みどり整備課の収入 取扱員	第二十九条第三号に掲げる収 り整備課の所掌に係るもの
------------------	-------------------------------

みどり整備課の収入 取扱員	第二十九条第三号に掲げる収入のうちみど り整備課の所掌に係るもの収入
廃棄物対策課の収入 取扱員	第二十九条第三号に掲げる収入のうち廃棄 物対策課の所掌に係るもの収入

入のうちみど  
 収入

を

に改め、同表西部家畜保健衛生所の出納員の項の次に次のように加える。

高松港管理事務 所の出納員	高松港管理事務所の 収入取扱員	高松港港湾施設使用料の収納（出納員が収 納するものを除く。）
------------------	--------------------	-----------------------------------

別表第四会計課の出納員の項中

知事部局の課（会計 課を除く。）の物品 取扱員	当該各課（観光振興課にあつ ては、観光交 流局）の所掌に係る物品（所 関の物品取扱員にその出納及 した物品を除く。）の出納及 び保管
-------------------------------	---

ては、観光交  
 流局）の所掌に係る物品（所  
 関の物品取扱員にその出納及  
 した物品を除く。）の出納及  
 び保管

を

知事部局の課（会計 課を除く。）の物品 取扱員	当該各課（観光振興課にあつては、観光交 流局）の所掌に係る物品（県民参画課県民 センター及び所以外の出先機関の物品取扱 員にその出納及び保管を委任した物品を除 く。）の出納及び保管
県民参画課県民セン ターの物品取扱員	当該県民センターの所掌に係る物品の出納 及び保管

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一、別表第三及び別表第四の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第二百二十四号

平成三年香川県告示第三十八号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二中「の措置」を「の措置等」に改め、二の一中「措置に」を「措置等に」に改める。  
三の次に次のように加える。

四 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準

法第二十一条の九の二に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、別表第四により算定した額とする。ただし、別に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。

別表第一備考一中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同表備考二中「昭和32年法律第26号」の次に「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を加え、同表備考②中「第41条第1項及び第2項」の次に「並びに第41条の2」を加え、同表備考②③を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条別表第一備考一中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同表備考二中「昭和32年法律第26号」の次に「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を加え、同表備考②中「第41

条第1項及び第2項」の次に「並びに第41条の2」を加え、同表備考②③を次のように改める。

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条別表第一備考②中「指定国立療養所等」を「指定医療機関、肢体不自由児療護施設」に改め、同表備考4算式①中「及び保護受託者手当」を削り、同表備考②③中「児童（者）」の次に「又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者」を加え、同表備考⑧①中「助産施設への入所措置」を「助産の実施」に改め、同表備考⑧②中「措置妊産婦」を「入所妊産婦」に、同表備考⑧③中「当該措置が採られた」を「その入所した」に、「解除された」を「退所した」に改める。

別表第三費用徴収月額の項中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。  
別表第三の次に次の一表を加える。

別表第4（四関係）

## 支払命令基準

税額等による階層区分	支払命令基準額（月額）	
	入 院	外 来
生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	11,500	5,750

## 備 考

- 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
- 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
- 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の支払命令基準額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって支払命令基準額とする。
- 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 所得税の額の計算は、別表第1備考2の規定を準用する。
- この表にかかわらず、支払額の上限は当該措置に要した費用の額とする。

●香川県告示第二百二十五号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第一条 香川県工事請負契約約款(平成九年香川県告示第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十四条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、その方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第二条 香川県土木設計業務等委託契約約款(平成十一年香川県告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条を第五十二条とし、第五十条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、その方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第三条 香川県建築設計業務等委託契約約款(平成十一年香川県告示第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条を第五十一条とし、第四十九条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、その方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

附則

この約款は、平成十七年四月一日から施行する。

●香川県告示第二百二十六号

平成十一年香川県告示第二百六十三号(香川県屋外広告物条例の規定による禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「第二条第二号」を「第四条第二号」に改める。

●香川県告示第二百二十七号

平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「第四条の規定により区間及び地域を次のように指定し、」を「第六条第一号の規定により知事が指定する区間(以下「指定区間」という。)及び同条第二号の規定により知事が指定する地域(以下「指定地域」という。)」に、「第三条第一項第二号イの規定により市街地区間及び同号イの表」を「第三条第一項第二号イ(1)の規定により市街地区間及び市街地区域を次のように指定し、並びに同号イ(1)及び(2)の表」に改め、一中(一)及び(二)以外の部分を次のように改める。

一 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。

一(一)の表9の項中「坂出市富士見町内国道十一号」を「仲多度郡満濃町内国道財田満濃線」に、「仲多度郡満濃町内国道財田満濃線」を「坂出市富士見町二丁目内国道十一号」に改め、同表12の項を次のように改める。

12 県道高松長尾 大内線	高松市と木田郡三木町との境から東かがわ市町田内国道十一号との交点に至る区間		
------------------	---------------------------------------	--	--

一(一)の表14の項中「本町」を「本町三丁目」に改め、同表25の項中「大川町富田西」を「大川町富田中」に、「同町富田中」を「同市大川町富田中」に改め、同表26の項中「同町富田西」を「同市大川町富田西」に改め、同表30の項中「新宇多津橋」を「綾歌郡宇多津町内新宇多津橋」に改め、同表36の項中「同町富田西」を「同市大川町富田西」に改め、同表39の項中「県道高松王越坂出線」を「高松市中山町内県道鴨川停車場五色台線」に、「県道鴨川停車場五色台線」を「坂出市王越町木沢内県道高松王越坂出線」に改め、同表42の項中「交点から」の下に「同市内」を加え、同表43の項中「安達川橋から」を「丸亀市内安達川橋から同市内」に改め、同表45の項中「同町田面」を「同市大川町田面」に改め、同表46の項中「同町富田東」を「同市大川町富田東」に改め、同表47の項中「同町富田西」を「同市大川町富田中」に改め、同表48の項中「寒川町」を「寒川町石田東」に、「大川町」を「大川町富田西」に、「同町富田西」を「同市大川町富田西」に改め、同表49の項中「寒川町」を「寒川町石田西」に、「同町」を「同市寒川町石田東」に、「大川町」を「大川町富田西」に改め、同表50の項中「寒川町」を「寒川町石田西」に改め、同表51の項を次のように改める。

51 三木町道池戸 井戸線	高松市と木田郡三木町との境から同郡三木町とさぬき市との境に至る区間	木田郡三木町	町道平木下 氷上線との 交点	三木町役場 前
------------------	-----------------------------------	--------	----------------------	------------

一(一)の表54の項中「安達川橋から新宇多津橋」を「綾歌郡宇多津町内安達川橋から同町内新宇多津橋」に改め、一(二)の表4の項中「国道三十号」を「坂出市川崎町内国道三十号」に改め、二を次のように改める。

(一) 指定地域

一に規定する指定区間に接続する地域であつて、次の表の道路又は鉄道の区分ごとに定めるその路肩からの距離の範囲(当該道路又は鉄道から展望できる範囲に限る。)内とする。

区	分	路肩からの距離
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道三十号 (瀬戸中央自動車道) 以外の道路並びに鉄道		百メートル
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道三十号 (瀬戸中央自動車道)		五百メートル

(二) 市街地区域

一に規定する市街地区域に接続する地域であつて、次の表の道路又は鉄道の区分ごとに定めるその路肩からの距離の範囲(当該道路又は鉄道から展望できる範囲に限る。)内とする。

区	分	路肩からの距離
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道三十号 (瀬戸中央自動車道) 以外の道路並びに鉄道		二十メートル
高速自動車国道四国横断自動車道及び国道三十号 (瀬戸中央自動車道)		百メートル

三中「国道三十号(瀬戸中央自動車道)及び高速自動車国道四国横断自動車道」を「高速自動車国道四国横断自動車道及び国道三十号(瀬戸中央自動車道)」に、三の表6の項中「県道高松王越坂出線」を「高松市中山町内県道鴨川停車場五色台線」に、「県道鴨川停車場五色台線」を「坂出市王越町木沢内県道高松王越坂出線」に改める。

●香川県告示第二百二十八号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十七年三月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱(昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十五号中「栗林公園」の下に「歴史博物館、文化会館、東山魁夷せとうち美術館及び瀬戸内海歴史民俗資料館」を、「入園料」の下に「又は観覧料」を加え、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

三十五 かがわ電子自治体システムの施設利用申込サービスを使用して施設の利用の申込みをした当該施設の使用者が口座振替の方法により納付するその施設の利用料

第六条中「第二十九条第十号」を「第二十九条第十二号」に改め、同条第八号中「歴史博物館」の下に「及び東山魁夷せとうち美術館」を加え、同条に次の二号を加える。

十一 かがわ電子自治体システムの施設利用申込サービスを使用して施設の利用の申込みをした当該施設の使用者が口座振替の方法により納付するその施設の利用料

十二 香川県美術展覧会の出品料

第八条第十二号中「歴史博物館」を「栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門前駐車場及び歴史博物館」に改め、「及びミュージアムショップでの物品等の販売代金」を削り、同条第十三号を次のように改める。

十三 歴史博物館及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

第八条第十四号中「及び」を「、文書館及び」に改め、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 文書館が開催する講座の資料代

第九条中「歴史博物館」の下に「及び東山魁夷せとうち美術館」を加える。

附 則

この要綱は、平成十七年四月一日から施行する。